屋外広告業者･看板の広告主の皆様へ

看板の安全点検が義務になりました



CHI-BA＋KUN

「千葉県屋外広告物条例」の改正により、令和９年４月１日から、広告物等の安全点検が義務化され、許可の更新の際に**有資格者による点検**と**報告書の提出**が必要となります。
また、全ての許可広告物に**管理者**を定めることになります。

(1)安全点検の義務化

▶原則として、全ての屋外広告物を対象に**安全点検が義務**となります。（条例第１２条の４第１項）
設置の許可が不要な看板（一定規模を超えない自家用広告物など）にも点検の義務があります。

【点検義務から除外される広告物】
はり紙、ポスター、はり札、立看板、アドバルーン、電柱類塗装広告、電柱類巻立広告、
壁面塗装広告、車両のラッピング広告
※点検義務から除外される広告物であっても、適切な管理は必要です。（条例第１２条の２）

▶３年を超えない期間ごとに、
１６項目(※)の点検が必要です。

※千葉県屋外広告物条例施行規則
別表第7参照

（注）要綱で定める広告物等は
この限りでない。



▶令和9年4月1日以降に許可の更新を申請する場合は許可更新の申請時に、**「安全点検報告書」の提出**が必要となります。（条例第１２条の３項第３項）

▶許可が必要な広告物等については**有資格者による点検**が必要です。（条例第１２条の４第２項）

【資格】
屋外広告士、点検技能講習修了者、一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、
広告美術仕上げの職種に係る職業訓練指導員、技能検定試験合格者

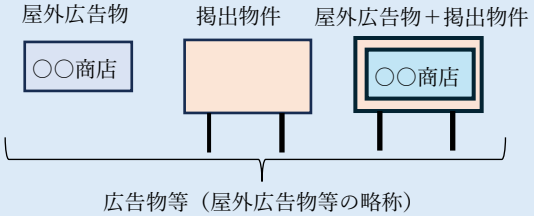
(2)管理者の配置

▶**全ての許可広告物等に管理者の配置**が必要です。（条例第１２条の３第１項及び第２項）
安全点検を対象外としたはり紙等にも管理者の配置が必要となります。
ただし、管理者に資格要件は求めません。

管理者：広告物等の維持管理を行う者です。（表示者又は設置者から広告物等の管理委託を受託した管理会社や敷地内に広告物等を持つ店舗店長等の日常的に管理を行う者）

表示者：屋外広告物を表示する者です。
（広告主等：○○商店）

設置者：掲出物件を設置する者（＝所有者）です。
（設置業者ではない）



看板の広告主や管理者、設置者には管理義務があります。

・許可が不要な看板（小規模な自家用看板等）にも管理義務があります。
・看板落下などの事故が起こった場合、管理責任や賠償責任を問われる可能性があり、長年積み重ねてきた信頼を一瞬で失うことになりかねません。

事故を未然に防ぐため、看板は定期的に点検しましょう。



点検箇所の例

（出典:屋外広告物の安全点検に関する指針（案））

支持部

〈鉄骨接合部の腐食、変形、隙間〉



支持部が腐食した状態

〈鉄骨接合部のゆるみ、欠落〉



ボルトのゆるみや欠落した状態

基礎部

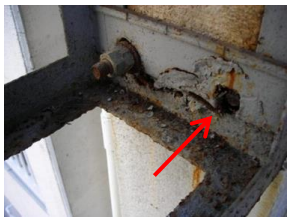
〈鉄骨のさび発生、塗装の老朽化〉



支柱根元の腐食が進行した状態

取付部

〈アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形〉

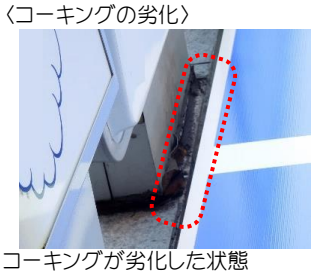


所定の場所にアンカーボルトがない状態



取付部プレートが腐食している状態

〈コーキングの劣化〉



コーキングが劣化した状態

広告板

〈表示面板の欠落〉



表示面板が欠落した状態

照明装置

〈照明装置の取付部の破損〉



ソケットが垂れ下がった状態

付属部材

〈付属部材の腐食、破損〉



振れ止め棒が変形した状態

【安全点検の参考】
・「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」屋外広告物適正化推進委員会
・「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」国土交通省

詳しくは千葉県ホームページをご覧ください。

千葉県　屋外広告物条例　検索

お問合せ先

○屋外広告物の設置許可・更新等の申請先は、設置場所の市町村となります。

※千葉県屋外広告物条例の適用範囲は、千葉市、船橋市、柏市及び流山市を除く区域です。適用外の区域における詳細については、各市へお問合わせください。

○千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課　TEL　０４３－２２３－３２７９（直通）